

家族信託編

家族信託_② ～信託の構成～

(毎回の事例とテーマは関連がありません)

2025.1. 30

小川FP・行政書士事務所

小川 佳宏

家族信託② ～信託の構成～

家族信託っていったい何ができるのですか。



所詮、家族内の契約をある決まりに従いつくるので結構、自由につくれます。例えば、事例のように投資用のアパートの経営や管理を面倒だから長男にまかせて、自分が亡くなった後はそのまま長男にあげるとかもできます。



遺言とは違うのですか。



違います。遺言書も法的な文書ですが死後1代のみ自分の財産の承継先を指定できます。信託でもできますが生前から死後にかけて、さらに子孫に承継先を指定できます。



ふふん、何か不思議な制度ですね。誰がそれを担うのですか。



財産をどうにかしたいという想いや目的のある人が、自分の財産を例えば長男に託したい場合、その人（自分）が委託者、託す相手（長男）を受託者、その契約で利益を得る人を受益者といいます。契約書ではこの3者は必ず設定する必要があります。



家族信託② ～信託の構成～

他にはどういう人がいますか。



受託者は家族の中でしっかり者になるべきですが、受託する業務を監督する立場の人を信託監督人、もし受益者が意思表示ができない場合など、受益者代理人を任意で置くこともできるのです。



ああ、訳わからないですね。小家族なのにそんな人いないですよ。



もちろん、家族信託を使わなければいけないこと全くありません。メリットとデメリットもありますので、自分の想いや目的を達成するのに適しているかどうかで決めてください。



でも、自分たちではよくわからないですね。誰に相談すればよいのでしょうか、



まずは、家族信託、遺言、任意後見、成年後見、財産委任契約などの制度をよく知っているFPがよいと思います。そこから専門家につないだりすることもできます。



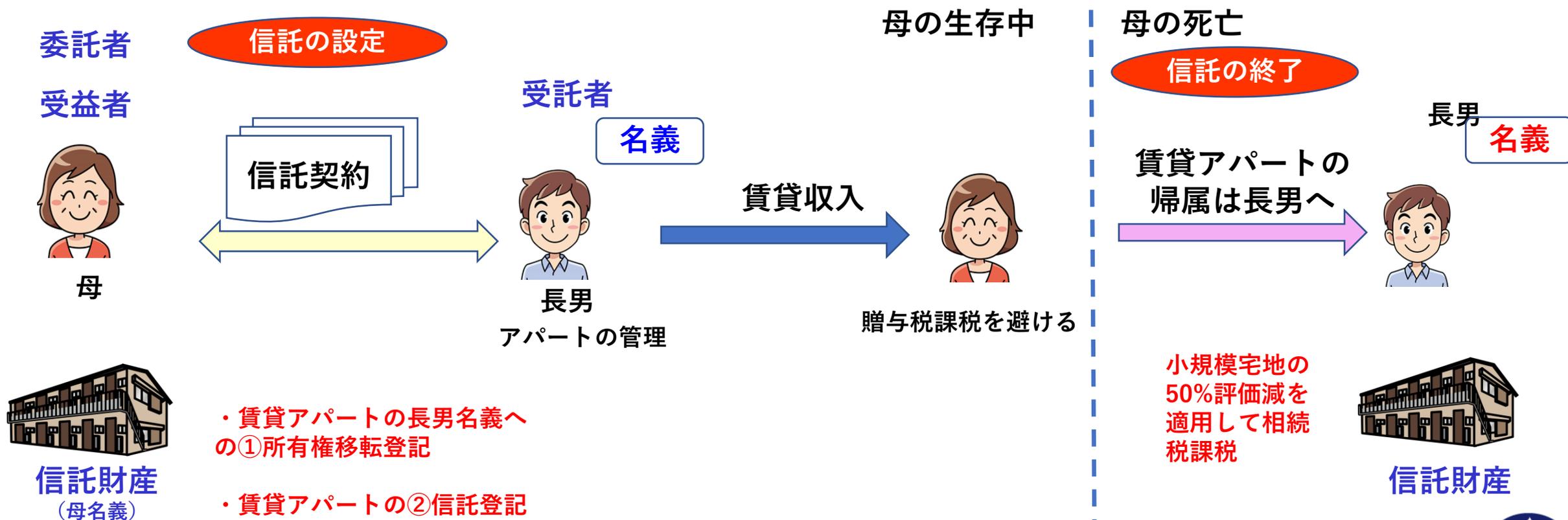
本日、是非、知っていただきたいこと

- ✓ 家族信託は誰でも利用できます。認知症対策だけではなく、事業承継や障害の子、ペットの世話のためなどいろいろな利用ができます。
- ✓ 成年後見契約と違い家庭裁判所は関与しません。自由に契約をすることで多義にわたる設計が可能になります。成年後見制度の代替的な選択肢にもなりえます。
- ✓ 自分の財産を遺す道筋を自分で決めることができますが、家族を信じて託す大前提がないと難しいです。信じて託された人（「受託者」）が託す目的通りに働いてくれることが必要になります。

事例1 賃貸不動産管理と認知症への対策

設定の背景、想い

- ◆私（＝母）が認知症になったら賃貸アパートの管理が気なるので、長男に管理をして引き継いでほしい。
- ◆私がなくなったら、相続で賃貸アパートを長男に相続させたい。



信託の基本的な構造（事例の構造）

信託目的

①「信託設定者の意思」②「信託期間」

- ・私の死後、障害のある子に財産を渡し安定的な生活を保障したい
- ・私の死後、認知症の妻に財産を意味のあるように子に託したい
- ・事業承継を確実にしたい
- ・**収益不動産の管理を託したい 等々**

人

物

信託財産

必須

- ・委託者（母）
- ・受託者（長男）
- ・③「受益者」（母）
- ・④「帰属権利者」（長男）

任意

- ・信託監督人
- ・受益者代理人（一般に不可欠）
- ・指図権者、同意権者
- ・受益者指定権者、受益者変更権者
- ・信託事務処理者



自宅建物、土地



収益不動産



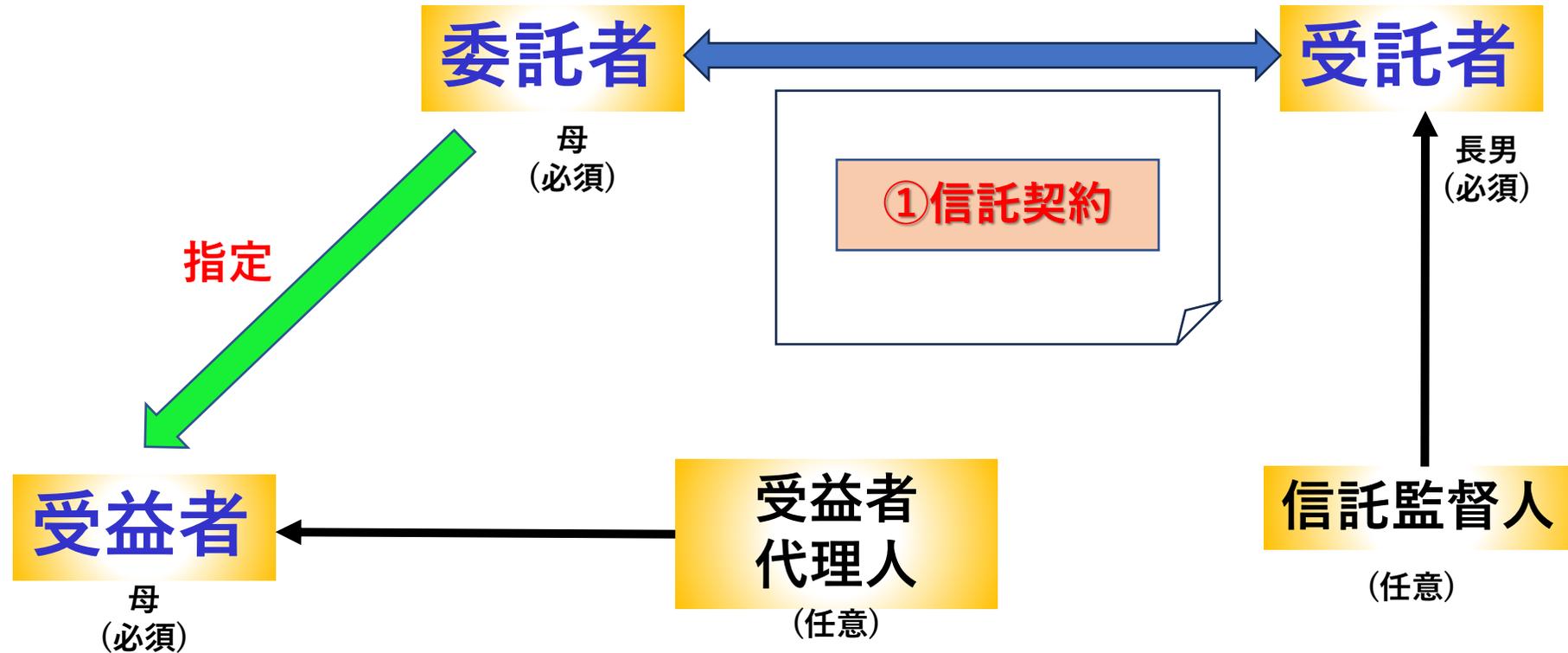
現預金（「信託口座」開設）

株式

非上場株式、
上場株式 等

信託契約の登場人物

家族信託は委託者に受益者の利益のためある目的を達成するため受託者に信じて託する契約です。



受託者は、未成年者はなれない。法人でも可。

- ・ **自益信託**：委託者 = 受益者身 (贈与税回避)
- ・ **他益信託**：委託者 = 受益者以外 (贈与税リスク)
 - ・ 胎児、将来生まれる現在、未存在の子も可
 - ・ 複数受益者可

信託のメリット、デメリットは何か？

家族信託のメリットとデメリットをよく理解しましょう。

メリット	デメリット
成年後見を利用しなくても、 財産監護 ができる	家族信託では 身上監護はできない
二次相続以降でに財産の承継先を指定できる「 受益者連続型 」の信託が設定できる。これは遺言書ではできない。	財産評価自体は信託した時と同じ。宅地の路線価、小規模宅地評価減、買替特例等。 節税効果はない 。 しかし、信託財産と信託財産以外の 損益通算はできない 。
財産を受け取る人の事情で 分割や金額、頻度を指定 できる。	制度が新しいので精通した専門家が少ない。
共有不動産の相続において、信託受益権と管理処分権を分離することにより、 争族回避や柔軟に財産を承継 できる。	信託設定費用コンサル費用、信託登記費用等の費用が少な がらず発生する。 家族信託普及協会によると、 ・設計コンサル+司法書士登記費用で、 信託財産評価額の1.2%~2.0%程度 と説明されている。 例) 1億(不動産、現金、自社株全て) * 2%=200万円
家族内で合意をしておくことで 実質的に生前の遺産分割協議 ができることになる。 受益者を連続 で決めれる。	遺言書 でも家族に相談して分け方を合意しておけば、実質的に生前の遺産分割協議ができる。ただし 1代限り 。

Thinking time !

家族信託を少し理解してみましょう。

何ができるのか

- ・ 家族信託で何ができると思いますか。
- ・ 家族信託の登場人物は誰か知っていますか。



目的

- ・ 家族信託を利用してみようことを考えた時、自分だったらどういう家族の問題やニーズがあるでしょうか。
- ・ 家族の中に信じて託せる人がいますか。

● 個人のお客様のご相談

◆ ライフプランニング

お金の将来を見えるようにします

◆ 贈与・相続支援

ご家族の誰にもご納得いただけるようなプランニングをします

◆ 任意後見・家族信託

移行型任意後見契約や家族信託の利用をご支援します

● 各種セミナー

◆ 世代別セミナー

◆ テーマ別セミナー

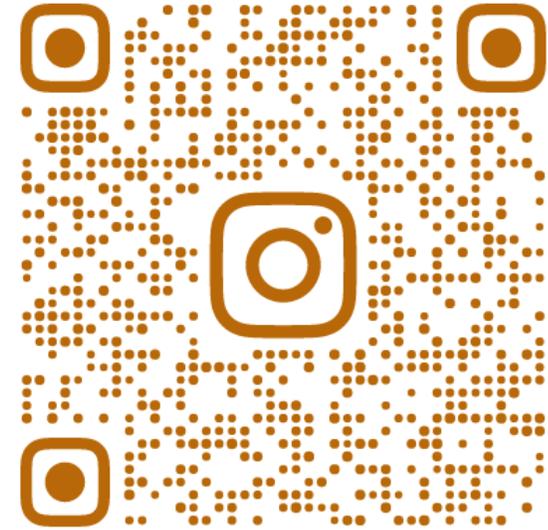
詳細はホームページとインスタをご覧ください

ホームページ



<https://www.fp-aichi-lcm.jp>

インスタグラム



@FP_YOSHISAN